

# 母子父子世帯等利用料助成制度について



豊橋市では、民営の児童クラブに加入している児童の保護者で、一定の要件を満たしている方にクラブ利用料の助成をします。

対象者	<p>豊橋市に在住し、豊橋市内の民営児童クラブに加入している児童の保護者で、以下の①または②に該当する方</p> <p>①生活保護世帯</p> <p>②市民税非課税かつ該当手当（豊橋市母子父子福祉手当・児童扶養手当・愛知県遺児手当等）を受給している母子父子世帯（同居の直系親族も非課税であること）</p> <p>※豊橋市母子父子福祉手当等の受給状況により母子・父子世帯の確認を行います。</p> <p>※課税状況を確認しますので、税の申告をしていない方は申告後に申請してください。（税の照会等は、市役所市民税課をお願いします。）</p>																											
助成額	各クラブ利用料の範囲内で月額7,000円（8月以外）、月額10,000円（8月）が上限。																											
助成条件	<p>次の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ利用料を納入済みであること</li> </ul>																											
申請	<p>該当される方は、必要書類をそろえて市役所生涯学習課に申請してください。 所定の用紙は各クラブに備えてあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>申請は必ず期間内に！</b></p> <p>■申請及び支払い時期</p> <table border="1" data-bbox="247 1256 1386 1413"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請期間</th> <th>支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期分（4～9月分）</td> <td>9月15日（金）～9月29日（金）</td> <td>10月末頃</td> </tr> <tr> <td>後期分（10～3月分）</td> <td>3月15日（金）～3月29日（金）</td> <td>4月末頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>■申請に必要な書類</p> <table border="1" data-bbox="247 1503 1252 1834"> <thead> <tr> <th rowspan="2">必要書類</th> <th colspan="2">申請区分</th> </tr> <tr> <th>前期分</th> <th>後期分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊橋市民営児童クラブ母子父子世帯等利用料助成金交付申請書（様式第1）</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>クラブ利用料受領証明書（様式第2） （クラブで証明したもの）</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税証明書 （各市町村発行のもの。写しでも可）</td> <td>R4年度</td> <td>※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>※2</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：令和4年1月1日現在、豊橋市の住民でなかった方のみ必要 ※2：令和5年1月1日現在、豊橋市の住民でなかった方のみ必要</p> <p>きょうだい利用料助成申請をしている場合でも、母子父子世帯等の場合は、必ず申請をしてください。</p>	区分	申請期間	支払時期	前期分（4～9月分）	9月15日（金）～9月29日（金）	10月末頃	後期分（10～3月分）	3月15日（金）～3月29日（金）	4月末頃	必要書類	申請区分		前期分	後期分	豊橋市民営児童クラブ母子父子世帯等利用料助成金交付申請書（様式第1）	全員	全員	クラブ利用料受領証明書（様式第2） （クラブで証明したもの）	全員	全員	市町村民税非課税証明書 （各市町村発行のもの。写しでも可）	R4年度	※1	—	R5年度	※2	※2
区分	申請期間	支払時期																										
前期分（4～9月分）	9月15日（金）～9月29日（金）	10月末頃																										
後期分（10～3月分）	3月15日（金）～3月29日（金）	4月末頃																										
必要書類	申請区分																											
	前期分	後期分																										
豊橋市民営児童クラブ母子父子世帯等利用料助成金交付申請書（様式第1）	全員	全員																										
クラブ利用料受領証明書（様式第2） （クラブで証明したもの）	全員	全員																										
市町村民税非課税証明書 （各市町村発行のもの。写しでも可）	R4年度	※1	—																									
	R5年度	※2	※2																									

◇詳しくは加入クラブ、または下記にお問い合わせください。

担当 豊橋市教育部 生涯学習課 放課後教育推進グループ  
豊橋市役所 東館11階 連絡先 (0532)51-2856

# きょうだい利用料助成制度について



豊橋市では、きょうだいで児童クラブに加入している児童の保護者を対象に、クラブ利用料の助成をします。

対象者	<p>豊橋市に在住し、豊橋市内の民営児童クラブに加入している児童の保護者で、同一世帯に属する兄弟姉妹が同時期に児童クラブを利用している方</p> <p>※豊橋市母子父子福祉手当等の受給状況や課税状況は問いません。</p> <p>※市民税非課税の母子・父子世帯等への助成を受けている場合は、そちらが優先されます。</p>																					
助成額	<p>各クラブ利用料の範囲内で、</p> <p>(1) 2人目 月額2,000円(8月以外)、月額3,000円(8月)が上限</p> <p>(2) 3人目以降 月額5,000円(8月以外)、月額7,000円(8月)が上限</p>																					
助成条件	<p>次の条件をともに満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹が同時期に児童クラブ(公営・民営を問わず)を利用していること</li> <li>・クラブ利用料を納入済みであること</li> <li>・クラブに在籍していること</li> </ul> <p>(欠席扱いでも退所していなければ、対象児童として含めます)</p>																					
申請	<p>該当される方は、必要書類をそろえて市役所生涯学習課に申請してください。 所定の用紙は各クラブに備えてあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>申請は必ず期間内に!</b></p> <p>■申請及び支払い時期</p> <table border="1" data-bbox="248 1294 1386 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請期間</th> <th>支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期分(4~9月分)</td> <td>9月15日(金)~9月29日(金)</td> <td>10月末頃</td> </tr> <tr> <td>後期分(10~3月分)</td> <td>3月15日(金)~3月29日(金)</td> <td>4月末頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>■申請に必要な書類</p> <table border="1" data-bbox="248 1543 1254 1769"> <thead> <tr> <th>必要書類</th> <th>申請区分</th> <th>前期分</th> <th>後期分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きょうだい利用料助成申請書(様式第1)</td> <td></td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>クラブ利用料受領及び在籍状況証明書(様式第2) (クラブで証明したもの)</td> <td></td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学年が下の子の分の利用料を助成します。 ※助成対象児童1名につき1枚の申請書が必要です(3人きょうだいなら2枚必要)。 母子父子世帯等利用料助成申請をしている場合でも、きょうだいで利用している場合は必ず申請をしてください。</p>	区分	申請期間	支払時期	前期分(4~9月分)	9月15日(金)~9月29日(金)	10月末頃	後期分(10~3月分)	3月15日(金)~3月29日(金)	4月末頃	必要書類	申請区分	前期分	後期分	きょうだい利用料助成申請書(様式第1)		全員	全員	クラブ利用料受領及び在籍状況証明書(様式第2) (クラブで証明したもの)		全員	全員
区分	申請期間	支払時期																				
前期分(4~9月分)	9月15日(金)~9月29日(金)	10月末頃																				
後期分(10~3月分)	3月15日(金)~3月29日(金)	4月末頃																				
必要書類	申請区分	前期分	後期分																			
きょうだい利用料助成申請書(様式第1)		全員	全員																			
クラブ利用料受領及び在籍状況証明書(様式第2) (クラブで証明したもの)		全員	全員																			

◇詳しくは加入クラブ、または下記にお問い合わせください。

担当 豊橋市教育部 生涯学習課 放課後教育推進グループ  
豊橋市役所 東館11階 連絡先 (0532)51-2856